令和４年　№41
〇国立大学法人東京学芸大学公益通報者規程の一部を改正する規程の制定

改正理由
　公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の一部改正及び字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過
　令和４年７月13日　役員会　審議・承認

国立大学法人東京学芸大学公益通報者規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和４年７月14日

国立大学法人東京学芸大学長
國　分　　充

令和４年規程第30号

国立大学法人東京学芸大学公益通報者規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学公益通報者規程（平成25年規程第15号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学公益通報者規程の一部改正について

改正理由：公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の一部改正及び字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
国立大学法人東京学芸大学公益通報者保護規程	国立大学法人東京学芸大学公益通報者規程
〔省略〕	〔省略〕
（定義） 第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。 ⑴ 職員等　次に掲げる者をいう。 ア　本学の役員 イ　本学の教職員 ウ　派遣労働者及び請負契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者 エ　公益通報の日前１年以内にイ又はウに掲げる者であった者 ⑵ 公益通報　職員等が，不正の利益を得る目的，他人に損害を加える目的その他不正の目的ではなく，法令違反等の事実が生じ，又はまさに生じようとしている旨を，第４条に規定する通報窓口に通報することをいう。 ⑶ 公益通報者　公益通報をした者をいう。 ⑷ 被通報者　法令違反等の行為を行った又は行おうとしているとして通報された者をいう。	（定義） 第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。 ⑴ 職員等　本学に就労するすべての者（委託又は派遣契約職員等を含む。）をいう。 ⑵ 公益通報　職員等が，不正の利益を得る目的，他人に損害を加える目的その他不正の目的ではなく，法令違反等の事実が生じ，又はまさに生じようとしている旨を，第４条に規定する通報窓口に通報することをいう。 ⑶ 通報者　公益通報を行う者をいう。
（他の規程等との関係） 第３条　〔省略〕	（他の規程等との関係） 第３条　〔省略〕
（通報窓口） 第４条　本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため，総務部総務課に通報窓口及び相談窓口（以下「通報・相談窓口」という。）を置く。 ２　前項の通報・相談窓口に公益通報対応業務従事者を置き，総務課の職員をもって充てる。 ３　第１項に定める通報・相談窓口のほか，学外に学長が指定する通報・相談窓口を置くことができる。	（通報窓口） 第４条　本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため，総務部総務課に通報窓口及び相談窓口（以下「通報・相談窓口」という。）を置く。 ２　前項の通報・相談窓口に担当者を置き，総務課の職員をもって充てる。 ３　第１項に定める通報・相談窓口のほか，学外に学長が指定する通報・相談窓口を置くことができる。
〔省略〕	〔省略〕

（被通報者への配慮） 第１２条　学長は，第10条及び前条第４項の規定により公益通報者への通知，公表，関係行政機関への通知をするときは，当該公益通報に係る被通報者，当該事実関係の調査に協力した者等の名誉，プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。 （解雇等の禁止） 第１３条　学長は，公益通報等を行ったことを理由として，公益通報者に対し解雇（本学と他の事業者との請負契約その他の契約に基づき業務に従事する者にあっては，当該契約解除）を行ってはならない。 ２　本学の役員及び職員は，公益通報等を行ったこと，公益通報に係る事実関係の調査に協力したこと等を理由として，当該公益通報等に関係した者に対して，いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。 （不正を目的とする通報の禁止） 第１４条　公益通報者は，虚偽の通報や，他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。 ２　学長は，前項に違反した公益通報者に対し，就業規則に基づく懲戒処分等を行うことができる。 〔省略〕 附　則 この規程は，令和４年７月14日から施行し，令和４年６月１日から適用する。	（被通報者への配慮） 第１２条　学長は，第10条及び前条第４項の規定により公益通報者への通知，公表，関係行政機関への通知をするときは，当該事実関係の調査に協力した者等の名誉，プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。 （解雇等の禁止） 第１３条　公益通報等を行ったこと，公益通報に係る事実関係の調査に協力したこと等を理由として，当該公益通報等に関係した者（以下「公益通報者等」という。）について解雇（本学と他の事業者との請負契約その他の契約に基づき業務に従事する者にあっては，当該契約解除）その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。 （不正を目的とする通報の禁止） 第１４条　通報者は，虚偽の通報や，他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。 ２　学長は，前項に違反した通報者に対し，就業規則に基づく懲戒処分等を行うことができる。 〔省略〕